

## 8. NPO 法人の管理・運営の基本は？情報公開は何が必要？

### 監督はあるの？

NPO 法人の設立の次は、管理・運営です。

活動の原則としては、NPO 法だけでなく一般社団法等の法律の規定に従い、法人として権利を有し義務を負います。また法人の憲法ともいべき「定款」に従います。

その他運営・管理の基本は以下の通りです。

#### 《役員》

理事3人以上および監事1人以上を置かなければなりません。理事は法人を代表しその過半数をもって業務を決定します。

#### 《総会》

少なくとも毎事業年度1回、通常総会を開催しなければなりません。

#### 《その他の事業》

特定非営利活動に必要な資金や運営費に充てるために、特定非営利活動に支障がない限り、本来事業以外の事業(その他の事業)を行うことができます。この場合、その他の事業に関する会計を特定非営利活動に係る会計から区分しなければなりません(区分経理といいます)。

#### 《情報公開》

法人は、毎事業年度の事業報告書等(事業報告書、活動計算書、貸借対照表等)を、所轄庁に提出するとともに、事業所に備え置いて、利害関係人に閲覧させなければなりません。また、これらの書類は、所轄庁において一般公開されます。

#### 《監督》

所轄庁は、法令違反等一定の場合に、法人に対して、報告を求めたり、検査を実施し、また、場合によっては、改善措置を求めたり、設立認証を取り消すこともあります。